

介護職員等特定処遇加算について

介護職員の処遇改善につきましては、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ・ 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組みを行っていること。
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、見える化を行っていること。

「見える化要件」とは、①令和2年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

見える化要件に基づき、当法人における賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連携	職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講時による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得の推進を積極的に行っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	介護リフトを導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	子育てとの両立を目指す者のための育児休業規程を定め、育児休業を取得しやすくした。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	無理のない業務時間とプログラムを作成し業務を行っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。